

熊本市公報(契約)

第6号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
 熊本市総務局契約監理部契約政策課
 発行日 令和2年2月7日

目次

- 落札者の公示（熊本市児童相談所情報管理システム機器等賃貸借） 1
- 入札公告（高分子凝集剤 令和2年度（2020年度）前期単価契約） 2
- 入札公告（令和2年度(2020年度)量水器検定修理(単価契約)） 10
- 入札公告（熊本市情報ネットワークシステム維持管理業務委託） 17

契約公告第34号
 令和2年2月7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第3条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大西 一史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本市児童相談所情報管理システム機器等賃貸借 一式
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市健康福祉局子ども未来部児童相談所 熊本市中央区大江5丁目1番50号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	令和元年(2019年)12月26日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	38,346,000円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札
7 当該公告又は公示を行った日	令和元年(2019年)11月15日

上下水道局契約公告第24号
令和2年2月7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号。以下「特例規程」という。）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称
高分子凝集剤 令和2年度（2020年度）前期単価契約
- (2) 品質
仕様書のとおり
- (3) 予定数量・単位（発注回数等の詳細は仕様書のとおり）
 - ・遠心脱水機使用分：15,000kg
 - ・ベルト型ろ過濃縮機使用分：1,800kg
- (4) 履行期間
令和2年（2020年）4月1日から令和2年（2020年）9月30日まで
- (5) 納入場所
熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号 中部浄化センター内指定場所

2 入札に関する事務を担当する部署

〒862-8620
熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道局総務部総務課
電話 096-381-4061（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条の参加資格者名簿又は熊本市上下水道局物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第6条の参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和2年（2020年）2月7日（金曜日）から同年2月26日（水曜日）まで熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は担当部署で配布する（担当部署での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部署での配布は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、入札日までの間、担当部署において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により次の書類を提出すること。電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）

※(ウ)については、本市に本店又は支店、営業所等を有する場合に限る。

イ 提出期限

(ア) 持参の場合

令和2年（2020年）2月26日（水曜日）午後5時まで

(イ) 郵送の場合

令和2年（2020年）2月26日（水曜日）午後5時まで（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参する場合

2の担当部署

(イ) 郵送する場合

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛て

※ 封筒の表面に競争入札参加資格申請をする調達物品の名称及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち1組合員でも4(8)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は5(2)カ(オ)aの部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要な書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」及び「調達物品の名称」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

令和2年（2020年）2月26日（水曜日）午後4時まで。郵送する場合は、令和2年（2020年）2月26日（水曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道局総務部総務課総務班

b 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛て

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

令和2年（2020年）2月10日（月曜日）から同年3月10日（火曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

担当部署

ファックス：096-384-4135

メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和2年（2020年）3月12日（木曜日）までに開始し、同年3月18日（水曜日）までとする。

イ 閲覧場所

担当部署

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札及び開札等

(1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参の場合

(ア) 提出日時

令和2年（2020年）3月18日（水曜日）午後1時30分

(イ) 提出場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館3階 会議室5

イ 郵送の場合

(ア) 提出方法

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「調達物品名」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、(ウ)の宛先へ送付すること。なお、再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書在中」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、再入札書を同封すること。

(イ) 提出期限

令和2年（2020年）3月17日（火曜日）午後5時まで（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

(ウ) 提出先

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛て

(2) (1)に定めるところによらないで提出された入札書（提出期限までに到達しなかったものを含む。）は、これを無効とする。

(3) 開札の日時及び場所については、次のとおりとする。

ア 開札日時

令和2年（2020年）3月18日（水曜日）午後1時30分

※ 再入札を行う場合

再入札は1回目の開札後に、その開札は再入札の締切時間後に、それぞれ引き続き行うものとする。

イ 開札場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局別館3階 会議室5

・入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- (4) 本契約は、1kg当たりの単価契約である。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された1kg当たりの単価に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その小数点第3位を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札方法は、令和2年度（2020年度）前期の発注見込を基にしたウエイト方式とする。
- (7) 入札執行回数は、2回までとする。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (9) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (10) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第5条に準じるほか、競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (11) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金
免除とする。

- (3) 契約保証金

契約規程第2条において準用する契約規則第22条に定めるところにより、落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の合計の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約条項

契約書（案）を担当部署で閲覧に供するとともに、熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可）。

1.3 一連の調達に関する事項

(1) 本件と一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下同じ。）のうち、今後の同一の種類の商品の調達予定は、次に定めるとおりとする。

ア 予定数量・単位

(ア) 高分子凝集剤（遠心脱水機用） 15,000kg

(イ) 高分子凝集剤（ベルト型ろ過濃縮機用） 1,800kg

イ 入札公告の予定時期 令和2年（2020年）7月

(2) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
令和2年（2020年）2月7日

14 Summary

- (1) Article name and planned quantity: Polyelectrolyte 16,800 kg
- (2) Requested time for submitting bidding documents (in case you bring the documents in person) : Please bring at 1:30PM on March 18th, 2020 (Wed)
- (3) Deadline for submitting bidding documents (in case you send the documents by registered mail) : The documents should arrive no later than 5:00PM on March 17th, 2020 (Tue)
- (4) Name of supervising section : General Affairs Section, Waterworks and Sewerage Bureau, Kumamoto City
- (5) Language and currency used in procedure : Japanese language and Japanese yen

上下水道局契約公告第25号
令和2年2月7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号。以下「特例規程」という。）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| (1) 件名 | 令和2年度(2020年度)量水器検定修理(単価契約) |
| (2) 品質 | 仕様書のとおり |
| (3) 予定数量・単位 | ア 口径13耗 29,700個
イ 口径20耗 15,000個
ウ 口径25耗 1,000個
エ 口径40耗 450個 |
| (4) 履行期間 | 令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで |
| (5) 納入場所 | 熊本市上下水道局量水器倉庫 |

2 入札に関する事務を担当する部署

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道局総務課
電話 096-381-4061（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条の参加資格者名簿に登載されている者又は熊本市上下水道局物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第6条の参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和2年（2020年）2月7日（金曜日）から令和2年（2020年）2月28日（金曜日）まで

熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は担当部署で配布する（担当部署での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・担当部署での配布は、午前9時から午後5時まで
- ・熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、入札日までの間、担当部署において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により次の書類を提出すること。電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）（熊本市に本店又は支店、営業所等を有する場合に限る。）

イ 提出期限

(ア) 持参の場合

令和2年（2020年）2月28日（金曜日）午後5時まで

(イ) 郵送の場合

令和2年（2020年）2月28日（金曜日）午後5時まで

（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参する場合

担当部署

(イ) 郵送する場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者(熊本市上下水道局総務部総務課)宛て

※ 封筒の表面に競争入札参加資格申請をする調達物品の名称及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

カ 参加資格者名簿に登録されていない者の取り扱い

4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、希望する場合は、担当部署で配布する（配布については休日を除く）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に競争入札参加資格申請をする調達物品の名称及び競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記すること。郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(ウ) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

令和2年（2020年）2月28日（金曜日）の午後4時まで

郵送する場合は、期限までに必着すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札等参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先（持参の場合）

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道局総務課

(カ) 送付先（郵送する場合）

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務課）宛て

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者についてはこの限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

令和2年（2020年）2月10日（月曜日）から令和2年（2020年）3月13日（金曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

担当部署

ファックス：096-384-4135

メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和2年（2020年）3月16日（月曜日）までに開始し、令和2年（2020年）3月19日（木曜日）までとする。

イ 閲覧場所

担当部署

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札及び開札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参の場合

(ア) 入札日時

令和2年（2020年）3月19日（木曜日）午後1時30分

(イ) 入札場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号 熊本市上下水道局別館
3階 会議室5

イ 郵送の場合

(ア) 提出期限

令和2年（2020年）3月18日（水曜日）の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「調達物品の名称」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務課）宛て

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札方法は、1(3)の数量を基にしたウエイト方式とする。
- (4) 入札執行回数は、2回までとする。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (6) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (7) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第5条に準じるほか、競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者及び提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (8) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

- (9) 入札書は、令和2年（2020年）3月19日（木曜日）午後1時30分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）第5条に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

契約規程第2条において準用する契約規則第22条に定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約条項

契約書（案）を担当部署で閲覧に供するとともに、熊本市電子入札ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

1 3 S u m m a r y

(1) Estimated Amount of Repairs :

Digital water meters 13mm(repair)	29,700units
Digital water meters 20mm(repair)	15,000units
Digital water meters 25mm(repair)	1,000units
Digital water meters 40mm(repair)	450units

- (2) Deadline for submitting bidding documents(in case you bring the documents in person) : No later than 1:30PM on March 19th, 2020(Thu)
- (3) Deadline for submitting bidding documents (in case you send the documents by registered mail) : The documents should arrive no later than 5PM on March 18th, 2020(Wed)
- (4) Name of supervising section : General Affairs Section, Waterworks and Sewerage Bureau, Kumamoto City
- (5) Language and currency used in procedure : Japanese language and Japanese yen

契約公告第62号

令和2年2月7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

熊本市情報ネットワークシステム維持管理業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、熊本市の行政サービスの向上および行政事務の高度・効率化に資するため、電子自治体の構築に向けた情報基盤である熊本市情報ネットワークシステム（以下「Cネット」という。）の安定稼動を高度なレベルで実現するため、Cネット構成機器の運用管理および設備更改等に関する業務を委託するものである。

※ 詳細は仕様書を参考のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

(4) 履行期間

令和2年（2020年）5月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局行政管理部情報政策課

電話096-328-2057（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「情報処理業務」・第2分類「情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 1者または共同体（構成員の場合は、主たる業務として維持管理業務を受注したものに限る。）で、国または人口20万人以上の自治体より、直接受託した庁内情報ネットワークシステムの維持管理業務を過去5年以内に履行が完了した実績がある者。

5 総合評価の方法

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。
価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）
（価格評価点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。）
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、入札説明書第2落札者決定基準に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (4) 評価値（200点満点）＝価格評価点（50点満点）＋技術評価点（150点満点）とする。

6 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和2年2月7日（水）から令和2年2月18日（火）まで

仕様書等の交付は、2の担当部局で仕様書等交付申請書（様式第1号）による申請後、交付する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。仕様書等交付申請書（様式第1号）を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

また、郵送による申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角2サイズ相当）及び送付用切手（簡易書留でA4サイズ用紙10枚程度及びCD-R1枚相当分）を貼付せず同封すること。なお、仕様書等交付申請書（様式第1号）に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。熊本市ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(2) 仕様書等の取扱条件

- ア (1)で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに情報取扱責任者通知書（様式第2号）により熊本市長へ通知すること。また、本作業を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、「関連事業者」という。）がある場合は、同様に通知すること。
- イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外の第三者へ仕様書等の情報を漏らしてはならない。
- ウ 本件入札に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。
- エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件入札に関する業務に必要と認められる範囲で且つ、必要最小に限り複写のみすることができるものとする。
- オ 交付された仕様書等の受領後、本件入札に参加しない場合は速やかに返却すること。

(3) 提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び競争入札参加資格審査調書（様式第4号）その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。また、留意事項等について、入札説明書第3競争入札参加資格確認申請書等作成要領を参照すること。

ア 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和2年2月18日（火）午後5時まで

郵送する場合は、令和2年2月18日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局行政管理部情報政策課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(4) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法
書面（様式は自由）により持参、又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
 - イ 提出期間
令和2年2月7日（金）から令和2年2月28日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出先
2の担当部局
メールアドレス： jouhouseisaku@city.kumamoto.lg.jp
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。
 - ア 閲覧期間
令和2年3月11日（水）までに開始し、令和2年3月18日（水）までとする。
 - イ 閲覧場所
2の担当部局

10 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札書及び技術提案書の提出

- (1) 6(4)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書及び技術提案書（添付書類を含む。以下同じ。）を提出するものとする。
 - ア 提出方法
 - ① 持参又は郵送によるものとし、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- ② 入札書等を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
- ③ 技術提案書（添付書類及びCD-ROMを含む。提出部数分全て）を②とは別の封筒に入れ、「業務委託名」及び「技術提案書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
- ④ ②の封筒及び③の封筒を更に一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札書・技術提案書在中」並びに「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載して、ウの提出先へ持参又は送付すること。

イ 提出期限

令和2年3月18日（水）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市長（総務局行政管理部情報政策課）宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする（2回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。

1.2 技術提案書のヒアリングの実施の有無

技術提案書に関するヒアリングは実施しない

1.3 開札等

- (1) 入札書は以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
令和2年3月26日（木曜日）10時
場所：熊本市中央区花畑町9-24 住友生命ビル5階情報化研修ルーム
- (2) 提出した入札書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した技術提案書関連書類についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (4) 1.1の方法によらないで提出された入札書及び技術提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。
- (5) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (6) 技術提案書関連書類の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.4 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、入札説明書第2落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須とする評価項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）
- (2) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）
- (3) 入札説明書第4技術提案書作成要領に基づかない技術提案書関連書類については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

1.5 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者ごとの入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1.6 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.7 評価内容の確保

- (1) 落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後、全て契約に係る仕様書に記載することとし、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。
- (2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。
- (3) 仕様書において履行方法を指定しない部分の業務に関して、市長が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。
- (4) 発注者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

1.8 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。

エ 提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。

この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合及び技術提案書に記載された内容を満たす履行ができないと認められる場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等及び技術提案書の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

(10) 業務責任者（又は従事メンバー）の確認等

ア 申請書等又は技術提案書に記載した配置予定の業務責任者（又は従事メンバー）は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の業務責任者（又は従事メンバー）と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、市長の承認を得るためには診断書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。

(11) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) Contract Name

Kumamoto City Information Network System maintenance management

(2) Implementation Period

May 1, 2020 - March 31, 2025

(3) Bidding Deadlines

Wednesday, March 18, 2020 by 5:00 PM

(4) Bidding Language and Currency

Language: Japanese only

Currency: Japanese Yen (JPY) only

(5) Administrating Office

Kumamoto City Information Policy Section

Administrative Management Department

General Affairs Bureau